

令和4年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年12月2日(金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月2日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美 登 利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	加藤 正人
	政 推 進 策 室	室 長	黒川 静一		
	総 務 部	部 長	浅野 幸司	総 務 課 長	藤下 真人
	民 生 部	部 長	寺西 孝	次 長 兼 保 険 医 療 課 長	不破 生美
		次 子 課 長 兼 も 長	舘林 久美	環 境 課 長	石原 己樹
		介 護 支 援 課 長	後藤 雅幸	健 康 推 進 課 長	小澤 有加
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎	土 木 農 政 課 長	東方 俊樹
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 和光		
	消 防 本 部	消 防 長	黒川 康治		
教 育 委 員 會 事 務 局	教 育 長	服部 英生	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 會 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	9 番	中 村 英 子	11 番	吉 田 正 昭	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 請願第2号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書
- 日程第5 議案第53号 蟹江町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第6 議案第54号 蟹江町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第56号 蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正等について
- 日程第9 議案第57号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第58号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第59号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第12 議案第60号 蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第61号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第14 議案第62号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第15 議案第63号 令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第64号 令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第17 議案第61号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和4年第4回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

心配されております新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に第8波に突入したといわれており、新聞報道による町内の感染者数も上昇傾向にございます。定例会開会にあたり、感染拡大防止のため、席の入れ替わりの際の消毒、そして、強制換気を積極的に行うなど対応を継続してまいりますので、皆様方におかれましても、いま一度マスクの正しい着用、そして手洗い、基本事項を継続していただきますよう、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

お手元に請願第2号の議案書、議会運営委員会報告書、議事日程が配付されております。

議員の皆様にお願いがございます。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆様には、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴される皆様にも願いがございます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には萩野み代さんを指名いたします。

ここで、去る11月24日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

それでは、令和4年11月24日木曜日午前9時から開催しました令和4年第4回12月定例会における第1回議会運営委員会の報告をさせていただきます。

1としまして、会期の決定についてです。

令和4年12月2日金曜日から12月20日火曜日までの19日間とします。

2、議事日程についてです。

12月2日金曜日午前9時、本日ですが、議案上程、付託、精読、先議案件、審議、採決、そして、全員協議会となります。議案は第61号となります。

6日火曜日午前9時、2日に終了または開催できなかった場合。

そして、8日木曜日午前9時より、総務民生常任委員会、付託事件審査、請願第1号、そして議案第53号から議案第60号までです。

所管事務調査、打ち合わせがあります。

午後1時30分より防災建設常任委員会、所管事務調査、打ち合わせです。

14日水曜日午前9時より、一般質問。終了後、議会広報編集委員会。2月1日発行号の割り付け等です。その後、議会運営委員会。意見書等の取りまとめを行います。

15日木曜日午前9時より、14日に終了または開催できなかった場合です。

20日火曜日午前9時、委員長報告、議案審議、採決、閉会となります。

3の請願書の取り扱いについてです。

(1) 9月定例会において、継続審査となっていた請願第1号「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書については、総務民生常任委員会において継続して取り扱います。

(2) 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書については、本会議上程後、総務民生常任委員会へ付託します。

4の先議案件についてです。

議案第61号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）」については、初日に上程。提案理由の説明の後に暫時休憩とし、全員協議会を開催して詳細説明を受けます。本会議を再開し、初日に追加日程により審議、採決します。

5、総務民生常任委員会、所管事務調査について。

12月8日木曜日、付託事件審査終了後に今後の調査について打ち合わせを行います。

6、防災建設常任委員会、所管事務調査について。

12月8日木曜日、今後の調査について打ち合わせを行います。

7、意見書について。

9月定例会から継続審議となっていた(1)と9月定例会以後に提出された(2)から(18)までの意見書の取り扱いについては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し協議します。

(1) 国の私学助成の拡充に関する意見書。

(2) 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

(3) 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書。

(4) 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書。

(5) 国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書。

(6) 年金引き下げの中止、安心できる年金制度を求める意見書。

(7) 介護保険制度の改善を求める意見書。

(8) 介護従事者の労働環境の改善を求める意見書。

(9) 18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書。

(10) 障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」の整備を求める意見書。

(11) 新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書（国宛）。

(12) 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書。

(13) 国民健康保険への愛知県独自の支援を求める意見書。

(14) 新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書（愛知県宛）。

(15) 地域の医療・介護の充実を求める意見書。

(16) 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書。

(17) 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

(18) 「黒い雨」被災者すべてに、被爆者手帳の交付を求める意見書。

次に、8のその他です。

(1) 議員表彰伝達式について。

奥田信宏議員が、「総務大臣感謝状（町議会議員として通算35年以上在職し、地方自治の発展に顕著な功労があったと認められる者）」を授与されたため、全員協議会の冒頭に議長から伝達を行います。

(2) 議員と理事者との懇親会について。

12月20日火曜日午後6時から丸河において、懇親会を行います。

ただし、新型コロナ感染症感染状況を鑑みて、一般質問終了後の議会運営委員会において、開催可否の最終判断をします。

(3) 海部郡町村議会議員研修会及び懇談会について。

12月21日（水）午後2時から蟹江町産業文化会館（4階大会議室）において、「役所を動かす質問の仕方」と題して研修会を行います。

また、懇談会については同日午後6時30分から湯元館において行う予定であると本委員会開催時点ではなっていたが、新型コロナ感染症感染状況を鑑みて、11月25日金曜日開催の海部郡町村議会議長会において中止が決定されました。

(4) 常任委員会、全員協議会等の開催場所等について。

新型コロナウイルス感染症感染状況を鑑み、常任委員会、全員協議会及び議案説明会等の開催場所等について再検討し、12月定例会以降は協議会室において行うこととしました。

(5) 蟹江町議会関係例規の一部改正について。

「蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例」及び「同条例施行規程」の制定については、令和5年4月1日付け施行に向けて、令和5年3月定例会の議会運営委員会で取り扱う予定です。

(6) その他

一般質問の質問数については1人1問の制限はしないが、新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、ご協力をお願いします。

以上、報告とさせていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長 佐藤 茂君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番中村英子さん、11番吉田正昭君を指名いたします。

○議長 佐藤 茂君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は19日間と決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

配付文書のとおり、会議規則第128条ただし書の規定により、閉会中議長において決定した議員派遣については、これをもって報告に代えさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

日程第4 請願第2号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書を議題といたします。

ただいま、議題となっております請願第2号は、会議規則第92条第1項の規定により、総務民生常任委員会へ付託したいと思っております。よろしくをお願いします。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今の請願についてなんですけれども、後日参考資料としてタブレットに配信いたしますので、ご確認の上、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

分かりました。では、よろしく願いします。

○議長 佐藤 茂君

日程第5 議案第53号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第53号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」。

蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例。制定の内容につきましては、後ほど制定要点でご説明をいたします。

4ページのほうをお願いいたします。

4ページでございます。提案理由。この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の施行に関し規定を整備するため必要があるからである。

それでは、5ページのほうをお願いいたします。

蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定要点。

制定の内容といたしましては、第1条の趣旨から第6条の委任及び附則まで個人情報の開示請求に係る手数料や開示決定等の期限など、個人情報保護制度の運用に必要な事項を規定する内容となっております。内容につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号は会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第6 議案第54号「蟹江町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

議案第54号「蟹江町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」。

蟹江町職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町職員の高齢者部分休業に関する条例。

制定の内容につきましては、後ほど制定要点でご説明をいたします。

2ページの提案理由をご覧ください。

2ページでございます。提案理由。この案を提出するのは、定年の延長に伴い、高齢期職員の労働環境整備のため必要があるからである。

それでは、3ページのほうをお願いいたします。

蟹江町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定要点。

制定の内容でございますけれども、第1条の趣旨から第6条の委任及び附則まで、地方公務員法等の改正により定年が延長されることに伴い、高齢期の職員の働き方の選択肢を広げるための事項を規定する内容となっております。

内容につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条の第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第7 議案第55号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

議案第55号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」。

蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年蟹江町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をいたします。

1 ページの下段の提案理由をご覧ください。

提案理由。この案を提出するのは、公職選挙法施行令の改正に伴い、改正する必要があるからである。

なお、2 ページから4 ページにつきましては、新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、5 ページのほうをお願いいたします。

蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正要点。

第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続。第2号、ア、「15,800円」を「16,100円」に変更。イ、「7,560円」を「7,700円」に変更。第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続。「7円51銭」を「7円73銭」に変更。第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続。「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に変更。

最後に、附則でございます。

第1項、施行期日。公布の日を施行日とする。

第2項、適用区分。この条例による改正後の蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第8 議案第56号「蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正等について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

議案第56号「蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正等について」。

蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例。

今般は、8条立ての一部改正条例と1つの条例の廃止を盛り込んだ内容でございます。

それでは、24ページのほうをお願いいたします。

24ページの中段でございます。

提案理由。この案を提出するのは、地方公務員法等の一部改正に伴い必要があるからである。

なお、25ページから56ページまでは、一部改正の新旧対照表及び廃止条例をおつけしておりますので、後ほど目通しをお願いします。

それでは、57ページのほうをお願いいたします。

蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正等要点でございます。

内容といたしましては、職員の定年年齢を現在の60歳から65歳まで引き上げることに伴う関係条例を整理させていただくものでございます。

第1条関係から第9条関係まで及び附則まで条例名ごとに区分いたしまして、8条例の一

部改正と1条例の廃止をする内容となっております。

内容につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第9 議案第57号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第57号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をいたします。

2ページの下段の提案理由をお願いいたします。

提案理由。この案を提出するのは、議員等の期末手当の支給割合を引き上げるために必要があるからである。

なお、3ページから4ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、5ページのほうをお願いいたします。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正要点。

第1条関係。蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正。

第6条、期末手当。第2項、令和4年12月期の支給割合を100分の162.5から100分の167.5に改正。

第2条関係。蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正。第6条、期末手当。第2項、令和5年6月期の支給割合を100分の162.5から100分の165に改正。令和5年12月期の支給割合を100分の167.5から100分の165に改正。

第3条関係。蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第4条、諸手当。令和4年12月期の支給割合を100分の162.5から100分の167.5に改正。

第4条関係。蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第4条、諸手当。令和5年6月期の支給割合を100分の162.5から100分の165に改正。令和5年12月期の支給割合を100分の167.5から100分の165に改正。

附則といたしまして、第1条、施行期日等でございます。

第1項。第1条及び第3条の規定は公布の日を、第2条及び第4条の規定は令和5年4月1日を施行日とした。第2項。第1条及び第3条の規定による改正後の条例の規定は、令和4年12月1日から適用とした。

第2条、期末手当の内払。改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条又は第3条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすことを規定した。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

単純な質問なんですけれども、今回の議案、議員と特別職が一緒になった議案になっているんですけれども、他の自治体にちょっと確認すると、別々の議案になっているんですね。蟹江町は当初からこの2つの議案を一緒にしちゃっているんですけれども、わざわざ一緒にする、内容自体は一緒なんですけれども、一緒にする理由が何かありましたらお願いしたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいまの板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず今回、給与の法改正ということで、後にまたご提案をさせていただく職員の給与改正

と、先ほど板倉議員がおっしゃってございました議員とまたは常勤の職員が重なっているというのを2本立てで提案させていただいているんですけれども、その理由につきまして、お答えさせていただきます。

まず先に、これから提案させていただく職員の給与改正につきましては、令和4年の人事院勧告に伴いまして、それで一般職の地方公務員の給与法の改正が行われたことによりまして、職員の給与法が改正されるということで、提案の理由が異なるということで、蟹江町につきましては、職員と特別職または議員さんと分けて提案をさせていただいておるところで、2本立てということでさせていただいております。

そういった理由から、常勤の特別職の方と議員の皆さんの報酬についてが1つになった理由としましては、提案理由として給与を上げるという理由が1つの理由ということで、議案を1つにまとめさせていただいております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

ちょっと分かりにくい、2つにまとめちゃっている理由は、内容自体が同じだからということになってくるんだと思うけれども、そうすると、ほかの自治体、弥富市でも飛島村でもそうなんだけれども、ちゃんと議案別々なんですよ、やっぱり特別職と議員または特別職は、またいくら内容が同じでも別物かなと思いますので、その辺の考え方、部長でもいいのでお願いいたします。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうからご答弁させていただきます。

1つにまとめるか別々にそれぞれ上程するかというところでございますけれども、色々市町村のほうでそれは判断してやっておる状況ですけれども、蟹江町の場合は従来、提案理由、先ほど来、色々ご説明をしておりますけれども、提案理由が共通の部分の理由については、なるべく簡素化というか、1つにまとめて簡素にして、ご理解得られるような形で、上程するという今まで方針でやっておりますので、蟹江町の場合は同じこの提案理由、先ほど総務課長も申しあげましたように、一般職の給与の場合は、人事院の勧告等のところで今回改正をするということなんですけれども、議員の各位それと特別職の方については、またそれと違うところのいろいろな決まりをもっての引き上げということになりますので。

いずれにしましても、提案理由が同じものについては、合わせて簡素化して議案上程するという方針で私どもやっておりますので、恐らく、多分それぞれ賛成、ご反対もいろいろご議論があるから1個にまとめたら非常にやりにくいかなというご意見もあるかも分かりませんが、私どもはそういう形で上程時の時間軽減も合わせて、しっかり簡素化しながらご理解を得るためにやっておるというところでございますので、何とぞご理解のほうよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は総務民生常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

次に、日程第10 議案第58号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第58号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をいたします。

10ページのほうをお願いいたします。

10ページの提案理由でございます。

提案理由。この案を提出するのは、令和4年の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い必要があるからである。

なお、11ページから20ページまでは、新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

それでは、21ページをお願いいたします。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正要点。

第1条関係。第21条、勤勉手当。第2項第1号、再任用職員以外の職員。令和4年12月期の支給割合を100分の95から100分の105に改正。第2号、再任用職員。令和4年12月期の支給割合を100分の45から100分の50に改正。

別表第1及び別表第2。行政職給与表(一)及び行政職給与表(二)の改定。

第2条関係。第21条、勤勉手当。第2項、第1号、再任用職員以外の職員。令和5年6月期の支給割合を100分の95から100分の100に改正。令和5年12月期の支給割合を100分の105か

ら100分の100に改正。第2号、再任用職員。令和5年6月期の支給割合を100分の45から100分の47.5に改正。令和5年12月期の支給割合を100分の50から100分の47.5に改正。

附則でございます。

附則、第1条、施行期日等。第1項。第1条の規定が公布の日を、第2条の規定は令和5年4月1日を施行日とした。第2項。第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から適用することとした。

第2条、給与の内払。改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすことを規定した。

第3条、規則への委任。この条例の施行に関し必要な事項を規則に委任することを規定した。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

今回、先ほども話があった蟹江町職員の給与の改定なんですけれども、これは会計年度職員というのはどうなっているんですか。その辺が触れていないんですけれども、お願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

会計年度職員につきましては、今年度中の改正は行いません。それにつきましては、理由としましては、昨年につきましても同じ対応させていただいたのですけれども、会計年度というのは、1年の任用期間というところで、一般的に4月1日から3月31日の任用で、そのときに任用通知で給与等をお示しさせていただいております。それに基づいて、お支払いさせていただいております。今回は増額の場合もあったのですけれども、昨年度につきましては減額ということもありましたので、そういったときには、会計年度につきましては1年任期の中のお示ししている金額でお願いしておるということで、今回の条例の改正については、上げさせていただかず現行どおりということでやらせていただきます。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第11 議案第59号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第59号「蟹江町手数料条例の一部改正について」。

蟹江町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町手数料条例の一部を改正する条例。

蟹江町手数料条例（昭和39年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明をさせていただきます。

下段をお願いいたします。

提案理由。この案を提出するのは、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

2ページから4ページにかけては、新旧対照表となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

蟹江町手数料条例の一部改正要点。

別表第1、第3条関係。「犬の登録」を「狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。）」に変更。

「狂犬病予防注射票交付」を「狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付」に変更。

「犬の鑑札の再交付」を「狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく再交付」に変更。

「狂犬病予防注射済票再交付」を「狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防中注射済票の再交付」に変更。

次の1項を加える。動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定に基づく犬の鑑札の交付、1頭、1,600円、申請のときでございます。

附則、公布の日を施行日といたしました。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第12 議案第60号「蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第60号「蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について」。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定するものとする。

令和4年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

1、施設の名称、蟹江町多世代交流施設。

2、指定管理者となる法人等。蟹江町大字西之森字海山326番地3。社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会。

3、指定の期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

提案理由。この案を提出するのは、蟹江町多世代交流施設の指定管理者を指定するため必要があるからである。

2ページは、指定の概要を記載をさせていただいております。

後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

ここで、環境課長、介護支援課長の退席と、民生部次長兼子ども課長、土木農政課長の入場を許可いたします。暫時休憩します。

(午前9時54分)

○副議長 水野智見君

ただいま佐藤議長から申し出、体調が優れないため、会議規則第2条の規定により、本日の会議を退席する旨の申し出が副議長にありましたので、ご報告いたします。

したがって、地方自治法第106条第1項の規定により、佐藤議長に代わり、私、副議長が議長の職務を務めますので、円滑な議会進行となりますよう、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時01分)

○副議長 水野智見君

日程第13 議案第61号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第61号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」。

令和4年度蟹江町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,102万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億8,621万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いします。

今回の第8号補正案につきましては、物価高騰に対応する各種支援事業を費用の全額を国の地方創生臨時交付金を財源といたしまして、計上させていただくものでございます。

いずれの事業も速やかな事業着手が必要となるため、9号補正とは別立てで本日ご審議、

採決をお願いするものでございます。

なお、関連事業につきましては、この後、全員協議会でご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

では、歳入予算でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額といたしまして4,300万円の増額補正でございます。

3節児童福祉費補助金、内訳といたしまして、地方創生臨時交付金（子育て世帯臨時特別給付金給付事業）といたしまして4,300万円の補正でございます。

それから、6目教育費国庫補助金、補正額といたしまして2,065万円、5節教育総務費補助金、内訳といたしましては、地方創生臨時交付金（高校生等応援臨時特別給付金事業）でございます。

それから、7目農林水産業費国庫補助金でございます。補正額といたしまして、230万円の増額補正でございます。農業費補助金としまして、内訳2種類ございます。地方創生臨時交付金（施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付事業）といたしまして200万円。それから、同交付金で肥料価格高騰対策支援金交付事業といたしまして30万円の計上をさせていただくものでございます。

いずれも歳出補正の事業のそれぞれの財源、国庫からの財源でございます。

それから続きまして、16款の県支出金でございます。3項県補助金、2目民生費県補助金、補正額といたしまして、4,507万4,000円。7節の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金としまして、内訳2種類ございます。子育て世帯臨時特別給付金給付事務費の補助金、これが207万4,000円。それから、同給付の事業費の補助金といたしまして4,300万円の計上でございます。これも国庫と同様に事業の財源となる県費の関係でございます。

以上が、歳入補正でございます。

続きまして、歳出10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出補正でございます。3款の民生費、2項児童福祉費、5目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、補正額が8,807万4,000円でございます。内訳といたしまして、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費といたしまして、職員手当等の時間外勤務手当から補助金の子育て世帯への臨時特別給付金まで、総額8,807万4,000円の計上をさせていただくものでございます。

こちらのほうは、児童手当の受給者を対象といたしまして、愛知県が実施する給付事業に町独自で1万円をさらに上乗せ給付をして子育て世帯を支援する事業でございます。

続きまして、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額が230万円でございます。内訳といたしまして、これもいずれも農業者を支援する事業でございます。内訳2種類ございます。施設園芸用燃油価格高騰対策支援補助金としまして200万円。それから、肥料価格高騰対策支援補助金として30万円の補正内容でございます。

それと最後に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。補正額が、2,065万円でございます。こちらのほうは、高校生等応援臨時特別給付金事業といたしまして、消耗品から補助金の高校生等応援臨時特別給付金まで総額2,065万円を計上させていただくものでございます。こちらは物価高騰の影響を受けておられます高校生等の世帯に対して対象者1人当たり2万円を町独自に支給させていただく内容でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とします。

10時20分から全員協議会を開催します。今回の全員協議会は協議会室にて行います。よろしくお願い致します。

(午前10時10分)

○副議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○副議長 水野智見君

議案第61号、令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は精読とされました。

○副議長 水野智見君

ここで、上下水道部次長兼水道課長の退席と民生部次長兼保険医療課長、健康推進課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前10時50分)

○副議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時52分)

○副議長 水野智見君

日程第14 議案第62号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第62号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）」。

令和4年度蟹江町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,712万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億5,334万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページのほうをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正。債務負担行為の追加といたしまして、令和5年度におきまして図書館空調設備改修工事の限度額を1億8,196万2,000円に制定させていただくものでございます。こちらのほうは、今年度令和4年度に実施いたしました設計に基づく空調設備の更新でございます。令和5年4月に工期を開始させるため今年度の補正予算において債務負担行為を設定いたしまして、契約行為を進めさせていただくものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

今回の第9号の補正案につきましては、歳入の主なものといたしまして、民生費関連事業の令和3年度分の精算金の増額と、ふるさと納税に係る寄附金が当初の想定をかなり大きく上回ることを見込んでの増額、それから、名古屋西流通センターの完全民営化に伴う株式売り払い収入等を計上させていただくものでございます。15款の国庫支出金から20款の繰越金まで総額1億6,712万9,000円の補正予算案でございます。

内容の詳細につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、歳出のほうをお願いいたします。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出補正の主な内容といたしましては、原油価格等の高騰により増加している電気料と燃料費の増額補正、それと民生費及び衛生費の事業の令和3年度分の精算金を増額させていただいておるものでございます。

なお、人件費につきましては、今回も例年どおり当初予算編成時と人事異動後の実際の人員配置で生じた差額を差分を補正させていただいておりますけれども、昨年と同様に人件費の総額といたしましては、額の増減はしてございません。同額でございます。

それでは、人件費と光熱費を除きまして概ね各款ごとに主なものを中心にご説明をさせて

いただきます。

まずは総務費、2款の総務費、1項総務管理費、8目財政調整基金費でございます。補正額が500万円の増額補正でございます。

24節の積立金、財政調整基金管理費、財政調整基金積立金といたしまして500万円を増額させていただくものでございます。冒頭に申し上げましたように、ふるさとかにえ応援寄附金の増額補正に伴い、当該額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして、12、13ページ、3款にまいります。3款の民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。障害者福祉事業費といたしまして、介護給付費・訓練等給付費負担金、補正額が4,537万2,000円というところでございます。こちらのほうは障害福祉サービスの利用者及び利用頻度の増加に伴う使用料の増加に対応するため増額をさせていただくものでございます。

それから、4款、14、15ページをお願いします。4款の衛生費、1項の保健衛生費、2目予防費でございます。22節の償還金、利子及び割引料というところで、新型コロナウイルスワクチン接種事業、これは返還金といたしまして、補正額を4,485万円計上させていただいておるものでございます。これは、ワクチンの接種体制確保事業費の国庫補助金等の令和3年度分の精算に伴う国への返還金でございます。

それから、16、17ページにまいります。6款の商工費、1項商工費でございます。3目観光費、12節の委託料といたしまして、観光交流センター管理費、観光交流センター指定管理料といたしまして、補正額が50万円、こちらのほうは現行の指定管理料に算入済みの光熱水費に原油価格等の高騰による影響分を増額させていただくものでございます。

それと最後に、18、19ページをお願いします。最後に9款の教育費でございます。もう1枚めくっていただきまして、20、21ページでございます。6項の私立学校費、同1目、22節の償還金、利子及び割引料ということで、私立幼稚園管理費で返還金として補正額は2万1,000円。こちらのほうも令和3年度分の精算に伴う子ども・子育て支援交付金の国への返還金を計上するものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は精読とされました。

○副議長 水野智見君

ここで、健康推進課長の退席と介護支援課長の入場を許可します。
暫時休憩します。

(午前11時03分)

○副議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時04分)

○副議長 水野智見君

日程第15 議案第63号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第63号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」。

令和4年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ
による。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万3,000円を追加、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億877万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額29万7,000円、2節その他
一般会計繰入金、説明の01事務費等繰入金、29万7,000円。

続きまして、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額129万6,000円、1節繰越金、
説明の01前年度繰越金、129万6,000円。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額29万7,000円、説明欄をお願いを
いたします。電子計算管理事務費のうち001電子計算管理業務委託料、29万7,000円。

続きまして、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額129万6,000
円、説明欄をお願いいたします。償還金のうち001返還金129万6,000円でございます。

今回の補正につきましては、次期国保総合システムに係る改修及び国保事業の交付金の精算に伴う超過交付分の返還でございます。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第63号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は精読とされました。

○副議長 水野智見君

日程第16 議案第64号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第64号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」。

令和4年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億55万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、8目地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、補正額770万円。説明欄をお願いいたします。01地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金770万円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額770万円。説明欄をお願いいたします。一般管理事務費のうち、001地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金770万円でご

ざいます。

今回の補正につきましては、グループホームカリヨンの郷、新千秋が認知症グループホーム等防災改修等支援事業の採択を受けまして、福祉避難所としての機能充実を図ってまいりるものでございます。

以上のとおりご提案をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今、部長のほうから提案あった地域介護・福祉空間整備事業って何ということなんでしょう、ちょっと触れたんですけども、カリヨンの防災かな、それもうちょっと詳しくお願ひしたいと思います。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にありました今回の補正に対する内容でございますが、具体的には先ほど申し上げましたカリヨンの郷、新千秋がLPガス非常用発電機を導入し、施設の停電時の照明、水を確保することで災害時の危険性を軽減するための改修工事に対して補助をする内容となっております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ちょっと分かりにくいんですけども、災害時対応で、どうしようかな、部長もうちょっと答えられますか。お願いします。

○民生部長 寺西 孝君

私から補足の答弁をさせていただきます。

今回、防災・減災等の事業を行うための基盤整備に係る事業採択がございまして、カリヨンの郷、新千秋のグループホームのほうの手を挙げられまして、認知症グループホーム等防災改修等支援事業、こちらに採択をされまして770万円の費用が投入されて、今、介護支援課長が答弁させていただいたとおり災害時の電力の確保と水の確保を円滑にできるように整備を図ってまいりるものでございます。

以上でございます。

○副議長 水野智見君

他に質疑はございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第64号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は精読とされました。

○副議長 水野智見君

ここで、民生部次長兼保険医療課長、介護支援課長の退席と上下水道部次長兼水道課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前11時12分)

○副議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時14分)

○副議長 水野智見君

お諮りします。

精読になっておりました議案第61号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○副議長 水野智見君

追加日程第17 議案第61号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」を議題とします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○副議長 水野智見君

以上で本日の日程を全部終了いたしました。
本日はこれにて散会します。

(午前11時15分)